

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
東温市	北吉井地区(山之内集落、樋口集落、志津川集落、西岡集落)	令和4年3月31日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	129ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	129ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	88ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	32ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	17ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>現状70歳以上かつ後継者未定の農地は32haあり、近いうちに荒廃農地となる可能性がある。 北吉井地区は東温市内では平野部に位置し、耕作条件の良い農地の多くは農業法人や大規模担い手に集約されているものの、水田利用の多くは裸麦の生産のための期間借地になっており、表作については農地集約が進んでいない。 一部集落内では基盤整備が図られているものの、地区全体では遅れており、狭小で不整形な農地も多いことが、今後中心経営体へ農地集約を目指すうえでの支障となることが懸念される。 中心経営体の高齢化も進んでおり、今後耕作放棄地や不作付地が発生する可能性があるものの、新たな担い手の確保・育成が追い付いていない。</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>耕作条件の良い農地が多く、既にある程度農地集積が進んでいるものの、中心経営体の中でも高齢化が進みつつあるため、新たな担い手の確保・育成の手を緩めず、次の担い手となる農業者の掘り起こしを積極的に進める。 農業法人や大規模担い手へも引き続き集約を進めていく。</p>

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲、果樹、花木	2.3 ha	水稲、果樹、花木	13.0 ha	志津川集落
認農	B	水稲、野菜(苺)等	0.4 ha	水稲、野菜(苺)等	0.4 ha	志津川集落
認農	C	水稲、野菜(苺)等	0.7 ha	水稲、野菜(苺)等	0.9 ha	志津川集落、西岡集落
認農	D	施設野菜	0.7 ha	施設野菜	0.7 ha	志津川集落、西岡集落
	E	水稲等	0.6 ha	水稲等	0.6 ha	志津川集落
認農	F	水稲、野菜、果樹	1.4 ha	水稲、野菜、果樹	1.5 ha	志津川集落、西岡集落
認農	G	水稲、野菜(苺)等	1.9 ha	水稲、野菜(苺)等	1.9 ha	西岡集落
	H	水稲等	0.4 ha	水稲等	0.4 ha	西岡集落
認農	I	水稲、麦、野菜等	0.9 ha	水稲等	0.9 ha	西岡集落
認農	J	水稲、麦	3.2 ha	水稲、麦	8.0 ha	樋口集落
認農	K	水稲、麦、野菜、花き	5.0 ha	水稲、麦、野菜、花き	4.7 ha	樋口集落
認農	L	水稲、麦、野菜	17.9 ha	水稲、麦、野菜	17.9 ha	樋口集落
	M	水稲等	1.0 ha	水稲等	1.0 ha	樋口集落
認農	N	水稲、麦、果樹、野菜	1.2 ha	水稲、麦、果樹、野菜	2.5 ha	樋口集落
	O	水稲、麦	1.4 ha	水稲、麦、果樹、野菜	1.4 ha	樋口集落
	P	水稲、麦	1.0 ha	水稲、麦、果樹、野菜	1.0 ha	樋口集落
認農	Q	水稲、野菜、加工品製造販売	0.7 ha	水稲、野菜、加工品製造販売	0.7 ha	樋口集落
認農	R	水稲、野菜	0.5 ha	水稲、野菜	0.7 ha	樋口集落
計	18人		41.0 ha		58.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 地区内の農地については、ある程度中心経営体への集約が進んでいる。今後も中心経営体へ農地集積を進めつつ、新たな担い手の確保・育成を進める。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 今後も中心経営体へ農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針 樋口集落の一部においては既に圃場整備が図られているものの、地区全体で見ると、圃場整備済みの農地は少なく、狭小で不整形な農地が多く見受けられる。 今後は、地区全体での大規模な圃場整備に繋げていくことが期待される。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針 米、裸麦等の土地利用型作物を中心に栽培が行われている。裸麦については、需給改善と所得安定のため、小麦への転換を進めている。 また、安定した収益の確保を目指し、サトイモの生産を積極的に取組むほか、個別経営では花きや野菜(苺など)、果樹の生産も盛んに行われている。</p>
<p>災害対策への取組方針 豪雨や台風による被害防止のため、農地周辺の水路の点検、清掃を日頃から意識し、土地改良区や多面的機能支払活動組織と連携して防災・減殺活動に取り組む。</p>